

目 次

第 1 編 総 則

第 1 章 計画の目的と構成	1
第 1 節 計画の目的	1
第 2 節 上位・関連計画等との整合	1
第 3 節 計画の構成	2
第 4 節 計画の習熟と修正	3
第 1 計画の習熟	3
第 2 計画の進捗の把握	3
第 3 計画の修正	4
第 2 章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の内容	5
第 3 章 八尾市の概況	12
第 1 節 自然的条件	12
第 1 位置	12
第 2 地形	12
第 3 地質	12
第 4 気候・気象	12
第 2 節 社会的条件	14
第 1 沿革	14
第 2 人口等	14
第 3 地域構造等	14
第 3 節 災害の履歴	17
第 1 地震災害の履歴	17
第 2 風水害の履歴	17
第 4 節 災害の想定	18
第 1 想定災害	18
第 2 地震被害想定	19
第 3 風水害による災害特性	22
第 4 章 防災の基本方針	24
第 1 節 阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて	24

第2節	東南海・南海地震の防災対策推進地域の指定	24
第3節	基本方針	24
第1	災害に強いまちづくり	25
第2	災害に強い人づくり	26
第3	行政と市民・事業所等の役割	28

第2編 災害予防対策

	第1章 災害に強いまちづくり	31
第1節	都市の防災構造の強化	31
第1	市街地の整備	31
第2	防災空間の整備	33
第3	建築物等の安全化	35
第2節	災害防止施設の整備	39
第1	水害予防対策の推進	39
第2	土砂災害対策の推進	45
第3節	ライフライン関係施設の整備	49
第1	水道施設防災対策の推進	49
第2	下水道施設防災対策の推進	50
第3	電力施設防災対策の推進	51
第4	ガス施設防災対策の推進	52
第5	通信施設防災対策の推進	53
第6	住民への広報	54
第7	共同溝・電線共同溝の整備の推進	55
第4節	交通関係施設の整備の推進	56
第1	道路防災対策の推進	56
第2	鉄道施設防災対策の推進	56
第3	空港施設防災対策の推進	57
第5節	危険物等災害予防対策の推進	58
	第2章 災害応急対策・復旧対策への備えの充実	60
第1節	防災体制の整備	60
第1	組織体制の整備	60
第2	動員体制の整備	61
第3	防災ネットワークの整備	61

第4	他市町村及び防災関係機関との連携体制	62
第2節	情報収集伝達体制の整備	64
第3節	消防及び医療体制の整備	68
第1	火災予防対策の推進	68
第2	消火・救助・救急体制の整備	69
第3	災害時医療体制の整備	71
第4節	緊急輸送体制の整備	76
第1	陸上輸送体制の整備	76
第2	航空輸送体制の整備	78
第3	公共交通機関による輸送体制の整備	78
第4	緊急輸送拠点の整備	79
第5節	避難収容体制の整備	80
第1	避難誘導體制	80
第2	避難地、避難路、避難所の選定・整備	81
第3	応急仮設住宅等の事前整備	84
第4	被災建築物の応急危険度判定体制の整備	84
第5	被災宅地危険度判定体制の整備	85
第6	斜面判定制度の活用	85
第6節	緊急物資確保体制の整備	86
第1	食料品・生活必需品等緊急物資の確保	86
第2	飲料水の確保	88
第3	防災用資機材の確保	89
第7節	自発的支援の受入れ体制の整備	91
第8節	学校園等の防災教育	93
第1	学校における防災教育	93
第2	保育所における防災対策	94
第9節	防災訓練及び防災要員の育成	96
第1	防災訓練の実施	96
第2	職員の防災教育	97
	第3章 市民の防災活動の促進	99
第1節	防災知識の普及	99
第2節	自主防災組織の育成	102
第3節	災害時要援護者支援体制の整備	105
第4節	帰宅困難者支援体制の整備	109
第5節	企業防災の促進	110

第4章 地震防災緊急事業五箇年計画の推進	111
----------------------	-----

第5章 防災に関する調査研究等の推進	112
--------------------	-----

第3編 地震災害応急対策

第1章 応急活動組織	113
第1節 活動組織の設置と発災直後の活動	113
第1 活動体制	113
第2 組織体制の連絡・伝達	114
第3 職員連絡体制	115
第4 参集場所	116
第5 参集途上の防災活動	116
第2節 組織体制	117
第1 災害対策本部	117
第2 災害警戒本部	127
第3節 動員体制	131
第1 動員基準	131
第2 動員方法	131
第3 福利厚生	133
第4節 緊急活動体制	134
第1 緊急活動体制の確立	134
第2 組織及び運営	134
第5節 災害救助法の適用	136
第1 災害救助法の適用基準	136
第2 滅失（り災）世帯の算定基準	137
第3 災害救助法の適用手続	137
第4 救助の実施	137
第5 救助の種類	137
第6 職権の一部委任	138
第7 救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準	138
第2章 情報の収集・伝達	139
第1節 災害情報の収集・伝達	139
第1 情報の種類と収集・伝達	139

第2	地震情報等の収集・伝達	142
第3	被害状況の早期把握	144
第4	避難所の状況把握と生活支援の状況把握	147
第5	詳細被害状況の把握	148
第6	府への報告	153
第2節	通信手段の確保	155
第3節	災害広報・広聴対策	157
第1	災害広報	158
第2	報道機関への情報提供等	159
第3	市民の各種相談窓口の設置	160
	第3章 応援の要請・受入れ	162
第1	広域応援等の要請と受入れ	162
第2	消防活動に係る応援要請	165
第3	民間業者等に対する協力要請	167
第4	自衛隊に対する災害派遣要請	168
	第4章 消火、救助及び医療活動	172
第1節	消火・救助対策	172
第1	地震情報の把握と組織体制	172
第2	消防職員の動員体制	173
第3	消防活動の基本方針	174
第4	消防団の活動	174
第5	八尾警察署の活動	175
第6	各機関による連絡会議の設置	175
第7	自主防災組織の活動	175
第2節	応急医療対策	176
第1	災害時医療体制の確保	176
第2	医療救護活動	179
第3	搬送	181
第4	医薬品等の調達	182
第5	助産救護活動	182
第6	個別疾病対策	182
	第5章 避難収容活動	183
第1節	応急避難対策	183

第1	避難の勧告又は指示	184
第2	警戒区域の設定	187
第3	避難	188
第2節	避難所の開設・管理	191
第1	避難所の開設	191
第2	避難所の管理・運営	195
第3	避難所の集約及び解消	198
	第6章 緊急物資の供給	200
第1節	給水活動	200
第2節	食料の供給	203
第3節	生活必需品の供給	206
	第7章 緊急輸送対策	209
第1節	陸上輸送	210
第2節	航空輸送	214
	第8章 二次災害の防止対策	215
第1節	公共土木施設等の対策	215
第2節	被災建築物等応急対策	218
第3節	危険物施設等の応急措置	220
第4節	土砂災害応急対応	221
第5節	地震水防応急対策	224
	第9章 ライフラインの応急復旧	228
第1節	上水道施設	228
第2節	下水道施設	230
第3節	電力供給施設	232
第4節	ガス供給施設	233
第5節	電気通信施設	234
	第10章 交通の維持復旧	236
第1節	交通の安全確保	236
第2節	交通の機能確保	237

	第11章 建築物・住宅応急対策	238
第1節	住居等の対策	238
第1	住家等被災判定の実施	238
第2	住居障害物の除去	240
第3	被災住宅の応急修理	240
第4	被災家屋の解体	242
第2節	応急仮設住宅等の供与	243
第1	応急仮設住宅	243
第2	公営住宅等の一時使用	245
第3	住宅に関する相談窓口の設置等	245
第3節	市が管理する施設の応急対策	246
	第12章 農業関係応急対策	247
	第13章 保健衛生、遺体対応、清掃等の応急対策	249
第1節	保健衛生活動	249
第1	防疫活動	249
第2	食品衛生管理	250
第3	被災者の健康維持活動	251
第4	動物保護等の実施	252
第2節	遺体の収容・処理、火葬	253
第1	遺体の収容	254
第2	遺体の処置	254
第3	遺体の火葬	255
第4	府への応援要請	256
第3節	災害廃棄物等の処理	257
第1	し尿処理	258
第2	ごみ処理	259
第3	がれき処理	260
第4	死亡動物対策	261
第5	環境保全対策	261
	第14章 応急教育及び保育対策	263
第1節	学校園の応急対策	263
第1	応急教育の実施	263
第2	学校給食の措置	264

第3	就学援助等	265
第4	学用品等の支給	265
第5	園児・児童・生徒の健康管理等	265
第6	社会教育施設等の管理及び応急対策	266
第2節	保育所の応急対策	267
第3節	文化財対策	268
第15章 災害時要援護者への支援		269
第16章 自発的支援の受入れ		272
第1節	ボランティアの受入れ	272
第2節	義援金・救援物資の受入れ及び配分	274
第3節	海外からの支援の受入れ	276
第17章 社会秩序の維持		277
第1節	住民への呼びかけ	277
第2節	警備活動	277
第3節	物価の安定及び物資の安定供給	278

第4編 地震災害復旧・復興対策

第1章 生活の安定		279
第1節	復旧事業の推進	279
第1	被害の調査	279
第2	被災施設の復旧	280
第3	激甚災害の指定	281
第2節	被災者の生活確保	283
第1	災害弔慰金等の支給	283
第2	八尾市災害見舞金等の支給	284
第3	災害援護資金・生活資金等の貸付	285
第4	租税等の減免及び徴収猶予等	286
第5	住宅の確保	287
第6	被災者生活再建支援金	291
第3節	中小企業の復旧支援	293
第4節	農業関係者の復旧支援	294

第2章 復興の基本方針	295
-------------	-----

付編 東海地震関連情報に伴う対策

第1章 計画の目的等	297
第1節 目的	297
第2節 府域での予想震度	297
第3節 基本方針	297
第2章 東海地震注意情報発表時の措置	298
第1節 東海地震注意情報の伝達	298
第2節 警戒態勢の準備	298
第3章 警戒宣言が発せられた時の対応措置	299
第1節 東海地震予知情報等の伝達	299
第2節 警戒態勢の確立	300
第3節 市民、事業所に対する広報	302